

参考資料（「地方分権の推進に関する意見書（平成 18 年 6 月 7 日）」から抜粋）

## 「（仮）地方行財政会議」の設置

### 1 「（仮）地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

### 2 「（仮）地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

国と地方の役割分担のあり方

国による関与・義務づけのあり方

地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方

地方税財政制度のあり方

地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策

等